

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(消費税課税の運賃・料金)</p> <p><b>第3条の2</b> この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。</p>	<p>(消費税課税の運賃・料金)</p> <p><b>第3条の2</b> この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。</p>
<p>(消費税免税の運賃・料金)</p> <p><b>第3条の3</b> 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p>	<p>(消費税免税の運賃・料金)</p> <p><b>第3条の3</b> 消費税が免除される場合の運賃・料金 <u>(ただし、第140条に規定する鉄道駅バリアフリー料金を除く。)</u> は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p>
	<p><u>(鉄道駅バリアフリー料金を収受する場合の消費税免税の運賃・料金)</u></p> <p><b>第3条の4</b> <u>第66条の規定により、旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合であって、消費税が免除されるとき</u>の運賃・料金は、<u>第3条の2に規定する額の合算額に110分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</u></p>
<p>(運賃・料金前払の原則)</p> <p><b>第4条</b> 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。</p> <p>2 旅客等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃・料金を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類その他の証票との引換えを含む。）ことができる。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金については、第302条に規定するギフトカード及び第306条に規定するオレンジカード</p> <p>(2) 当社が別に定める旅客運賃・料金については、当社において特に認めた</p>	<p>(運賃・料金前払の原則)</p> <p><b>第4条</b> 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができる。</p> <p>2 旅客等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃・料金を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類その他の証票との引換えを含む。）ことができる。</p> <p>(1) 旅客運賃・料金については、第302条に規定するギフトカード及び第306条に規定するオレンジカード</p> <p>(2) 当社が別に定める旅客運賃・料金については、当社において特に認めた</p>

現行	改正
<p>小切手・定額小為替証書・普通為替証書又は郵便振替払出証書</p> <p>(中略)</p> <p>(普通乗車券の特殊発売)</p> <p><b>第 27 条</b> 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。</p> <p>2 前項の規定は、第 21 条の 2 の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。</p> <p>3 前各項の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を提出した場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃）とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅（取扱箇所が車内の場合にあつては前途の駅）において払いもどしをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 3</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの（イ）の j の規定により特別車両以外の座席を指定</p>	<p>小切手・定額小為替証書・普通為替証書又は郵便振替払出証書</p> <p>(中略)</p> <p>(普通乗車券の特殊発売)</p> <p><b>第 27 条</b> 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（<u>第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅パリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃とする。</u>）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。</p> <p>2 前項の規定は、第 21 条の 2 の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。</p> <p>3 前各項の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅又は車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を提出した場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃）とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅（取扱箇所が車内の場合にあつては前途の駅）において払いもどしをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 3</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの（イ）の j の規定により特別車両以外の座席を指定</p>

現行	改正																																																																
<p>して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(ハ)のb及びcに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(ハ)のbに定める列車に乗車場合及び別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>																																																																
<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p><b>第65条</b> 旅客運賃・料金（第12節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">普通旅客運賃</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">片道普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">往復普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">連続普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ロ</td> <td style="padding-right: 10px;">定期旅客運賃</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">通勤定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">通学定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">特殊定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">特別車両定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">特殊均一定期旅客運賃</td> </tr> </table> <p>ハ 普通回数旅客運賃</p> <p>ニ 団体旅客運賃</p> <p>ホ 貸切旅客運賃</p>	イ	普通旅客運賃	{	片道普通旅客運賃				往復普通旅客運賃				連続普通旅客運賃	ロ	定期旅客運賃	{	通勤定期旅客運賃				通学定期旅客運賃				特殊定期旅客運賃			{	特別車両定期旅客運賃				特殊均一定期旅客運賃	<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p><b>第65条</b> 旅客運賃・料金（第12節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ</td> <td style="padding-right: 10px;">普通旅客運賃</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">片道普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">往復普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">連続普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ロ</td> <td style="padding-right: 10px;">定期旅客運賃</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">通勤定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">通学定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">特殊定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-right: 10px;">特別車両定期旅客運賃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">特殊均一定期旅客運賃</td> </tr> </table> <p>ハ 普通回数旅客運賃</p> <p>ニ 団体旅客運賃</p> <p>ホ 貸切旅客運賃</p>	イ	普通旅客運賃	{	片道普通旅客運賃				往復普通旅客運賃				連続普通旅客運賃	ロ	定期旅客運賃	{	通勤定期旅客運賃				通学定期旅客運賃				特殊定期旅客運賃			{	特別車両定期旅客運賃				特殊均一定期旅客運賃
イ	普通旅客運賃	{	片道普通旅客運賃																																																														
			往復普通旅客運賃																																																														
			連続普通旅客運賃																																																														
ロ	定期旅客運賃	{	通勤定期旅客運賃																																																														
			通学定期旅客運賃																																																														
			特殊定期旅客運賃																																																														
		{	特別車両定期旅客運賃																																																														
			特殊均一定期旅客運賃																																																														
イ	普通旅客運賃	{	片道普通旅客運賃																																																														
			往復普通旅客運賃																																																														
			連続普通旅客運賃																																																														
ロ	定期旅客運賃	{	通勤定期旅客運賃																																																														
			通学定期旅客運賃																																																														
			特殊定期旅客運賃																																																														
		{	特別車両定期旅客運賃																																																														
			特殊均一定期旅客運賃																																																														

現行	改正
<p>(2) 急行料金 { 特別急行料金 { 指定席特急料金 立席特急料金 自由席特急料金 特定特急料金 普通急行料金</p> <p>(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A) 特別車両料金(B)</p> <p>(4) 寝台料金 { A寝台料金 B寝台料金</p> <p>(5) コンパートメント料金</p> <p>(6) 座席指定料金</p>	<p>(2) 急行料金 { 特別急行料金 { 指定席特急料金 立席特急料金 自由席特急料金 特定特急料金 普通急行料金</p> <p>(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A) 特別車両料金(B)</p> <p>(4) 寝台料金 { A寝台料金 B寝台料金</p> <p>(5) コンパートメント料金</p> <p>(6) 座席指定料金</p>
<p><b>第 66 条 削除</b></p> <p>(旅客運賃・料金計算上の経路等)</p>	<p><u>(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受)</u></p> <p><b>第 66 条</b> <u>第 140 条に定める鉄道駅バリアフリー料金は、当該乗車にかかる旅客運賃（前条第 1 号ロに定める通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受することとし、鉄道駅バリアフリー料金のみでは取り扱わない。</u></p> <p>(旅客運賃・料金計算上の経路等)</p>
<p><b>第 67 条</b> 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。</p> <p>(中略)</p>	<p><b>第 67 条</b> 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。</p> <p>(中略)</p>
<p>(小児の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第 74 条</b> 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中</p>	<p>(小児の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第 74 条</b> 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中</p>

現行	改正
<p>央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>（割引の旅客運賃・料金）</p> <p><b>第 74 条の 2</b> 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p>2 往復乗車又は連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 90 条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いては数整理した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の</p>	<p>央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 2 項第 1 号及び同条第 8 項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p><u>4 第 1 項の規定にかかわらず、第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をとをあわせ収受する場合の小児の運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、合算により計算することとし、その合算額を折半し、は数整理した額とする。</u></p> <p>（割引の旅客運賃・料金）</p> <p><b>第 74 条の 2</b> 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金 <u>（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をとをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）</u> 又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額 <u>（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をとをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）</u> を差し引いて、は数整理した額とする。</p> <p>2 往復乗車又は連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 90 条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いては数整理した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第 57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の</p>

現行	改正
<p>特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・金沢間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p>	<p>特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・金沢間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。</p>

現行	改正
<p>(臨時割引等)</p> <p><b>第 74 条の 3</b> 第 22 条の 2 の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第 43 条第 2 項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。</p> <p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第 74 条の 4</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号)に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額(10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランススイート四季島号及び 36 ぷらす 3 号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、</p>	<p>(臨時割引等)</p> <p><b>第 74 条の 3</b> 第 22 条の 2 の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第 43 条第 2 項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱方は、別に定める。</p> <p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第 74 条の 4</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第 1 号及び第 2 号)に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃(第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)の半額(10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10 円未満のは数がある場合は、は数整理した額)</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランススイート四季島号及び 36 ぷらす 3 号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車</p>

現行	改正
<p>次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の5</b> 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(補助寝台を使用する場合の急行料金)</p> <p><b>第74条の6</b> 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1室1葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第73条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2人用の寝台個室を3名で使用する場合は、3名分のうち2名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。</p> <p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の7</b> 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備</p>	<p>券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の5</b> 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃<u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)</u>を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(補助寝台を使用する場合の急行料金)</p> <p><b>第74条の6</b> 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1室1葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第73条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2人用の寝台個室を3名で使用する場合は、3名分のうち2名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。</p> <p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の7</b> 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備</p>



現行	改正
<p>定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。</p>	<p>定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)</p>	<p>(電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)</p>
<p><b>第78条</b> 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p>	<p><b>第78条</b> 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。</p>
<p>(1) 第86条第1号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）及び同条第5号に掲げる図中の太線区間（以下「大阪環状線内」という。）の駅相互発着の場合</p>	<p>(1) 第86条第1号に掲げる図中の太線区間（以下「東京山手線内」という。）及び同条第5号に掲げる図中の太線区間（以下「大阪環状線内」という。）の駅相互発着の場合</p>
<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>	<p>イ 東京山手線内相互発着の場合 次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>
<p>300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 13円25銭</p>	<p>300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 13円25銭</p>
<p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第77条の規定を適用して計算した額</p>	<p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第77条の規定を適用して計算した額</p>
<p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着（前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。）の場合</p>	<p>(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着（前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。）の場合</p>
<p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>	<p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 次に定める賃率によって第77条第1項第1号及び同条第2項の規定を適用して計算した額と、その額に100分の10を乗じ10円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</p>
<p>300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 15円30銭</p>	<p>300キロメートル以下の営業キロ（第1地帯） 1キロメートルにつき 15円30銭</p>
<p>300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ（第2地帯） 1キロメートルにつき 12円15銭</p>	<p>300キロメートルを超え、600キロメートル以下の営業キロ（第2地帯） 1キロメートルにつき 12円15銭</p>

現行	改正
<p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第 77 条の規定を適用して計算した額</p> <p>2 前項第 2 号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあつては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(2) 大阪附近にあつては、東海道本線中京都・神戸間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、J R 東西線、山陽本線中神戸・西明石間、関西本線中奈良・J R 難波間、片町線中長尾・京橋間及び阪和線</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、別表第 2 号イの 6 に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p>(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 80 条</b> 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p> <p>(1) 東 京・品 川間</p>	<p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 前イに定める賃率によって、第 77 条の規定を適用して計算した額</p> <p>2 前項第 2 号の東京附近及び大阪附近における電車特定区間の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 東京附近にあつては、東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、中央本線中東京・高尾間、青梅線、五日市線、東北本線中東京・大宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、山手線、赤羽線、常磐線中日暮里・取手間、総武本線中東京・千葉間及び錦糸町・御茶ノ水間並びに京葉線中東京・千葉みなと間及び市川塩浜・西船橋・南船橋間</p> <p>(2) 大阪附近にあつては、東海道本線中京都・神戸間、おおさか東線、大阪環状線、桜島線、J R 東西線、山陽本線中神戸・西明石間、関西本線中奈良・J R 難波間、片町線中長尾・京橋間及び阪和線</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、別表第 2 号イの 6 に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p>(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 80 条</b> 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p> <p>(1) 東 京・品 川間</p>

現行	改正
(2) 東京・上野間 (3) 東京・大宮間 (4) 上野・大宮間 (5) 京都・新大阪間 (6) 京都・新神戸間 (7) 京都・西明石間 (8) 新大阪・新神戸間 (9) 新大阪・西明石間 (10) 新神戸・西明石間	(2) 東京・上野間 (3) 東京・大宮間 (4) 上野・大宮間 (5) 京都・新大阪間 (6) 京都・新神戸間 (7) 京都・西明石間 (8) 新大阪・新神戸間 (9) 新大阪・西明石間 (10) 新神戸・西明石間
2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。	2 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。
(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間 (2) 岸辺・新神戸間 岸辺・神戸間 (3) 吹田・新神戸間 吹田・神戸間 (4) 茨木・新神戸間 茨木・神戸間 (5) 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間 (6) 高槻・新神戸間 高槻・神戸間 (7) 桂川・新神戸間 桂川・神戸間 (8) 西大路・新神戸間 西大路・神戸間	(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間 (2) 岸辺・新神戸間 岸辺・神戸間 (3) 吹田・新神戸間 吹田・神戸間 (4) 茨木・新神戸間 茨木・神戸間 (5) 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間 (6) 高槻・新神戸間 高槻・神戸間 (7) 桂川・新神戸間 桂川・神戸間 (8) 西大路・新神戸間 西大路・神戸間
(中略)	(中略)
(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)	(営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)
<b>第84条</b> 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。	<b>第84条</b> 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。
(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）	(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）

現行	改正
イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150円 小児 70円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 190円 小児 90円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 200円 小児 100円	イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150円 小児 70円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 190円 小児 90円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 200円 小児 100円
(2) 電車特定区間内相互発着の場合	(2) 電車特定区間内相互発着の場合
イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 140円 <del>小児 70円</del> (ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 160円 <del>小児 80円</del> (ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 170円 <del>小児 80円</del>	イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 140円 (ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 160円 (ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 170円
ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 130円 小児 60円 (ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 160円 小児 80円 (ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 180円	ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 130円 小児 60円 (ロ) 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 160円 小児 80円 (ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 180円

現行	改正
<p>小児 90 円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 190 円</p> <p>小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 210 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p>	<p>小児 90 円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 150 円</p> <p>小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 190 円</p> <p>小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 210 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 86 条</b> 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつ</p>	<p>(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 86 条</b> 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅、川崎新町駅及び小田栄駅並びに鶴見線各駅を含む。）、名古屋市内、京都市内、大阪市内（南吹田駅、高井田中央駅、J R河内永和駅、J R俊徳道駅、J R長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。）、神戸市内（道場駅を除く。）、広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）、北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）、仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが200キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによつ</p>

現行	改正
<p>て計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び発駅と同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p>(中略)</p> <p>(東京山手線内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 87 条</b> 東京山手線内にある駅と、中心駅から片道の営業キロが 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。</p> <p>(新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 88 条</b> 新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠（英賀保、京口又は播磨高岡方面）の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>(北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 89 条</b> 北新地駅と尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ（いずれも塚本駅を経由するものとする。）によって計算する。ただし、第 86 条の規定により片道普通旅客運賃を計算する場合</p>	<p>て計算する。ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び発駅と同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(1) 東京都区内</p> <p>(中略)</p> <p>(東京山手線内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 87 条</b> 東京山手線内にある駅と、中心駅から片道の営業キロが 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。</p> <p>(新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 88 条</b> 新大阪駅又は大阪駅と姫路駅以遠（英賀保、京口又は播磨高岡方面）の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、姫路駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>(北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第 89 条</b> 北新地駅と尼崎以遠（立花又は塚口方面）の各駅との相互間の片道普通旅客運賃は、加島駅を経由する場合に限り、大阪駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロ（いずれも塚本駅を経由するものとする。）によって計算する。ただし、第 86 条の規定により片道普通旅客運賃を計算する場合</p>

現行	改正
<p>を除く。</p> <p>(往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)</p> <p><b>第90条</b> 往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合にあっては、往路及び復路の区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。</p> <p>(2) 連続普通旅客運賃は、各区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。</p> <p><b>第91条</b> 削除</p> <p>(学生割引)</p> <p><b>第92条</b> 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。</p> <p>2 第32条の規定による往復乗車をする学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ第94条の規定による割引の普通旅客運賃の2割を割引する。</p> <p>(被救護者割引)</p> <p><b>第93条</b> 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>(往復割引)</p> <p><b>第94条</b> 第32条の規定により往復乗車する旅客に対して往復割引普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路ごとの区間について、それぞれ普通旅客運</p>	<p>を除く。</p> <p>(往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃)</p> <p><b>第90条</b> 往復普通旅客運賃又は連続普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃 <u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)</u> を2倍した額とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合にあっては、往路及び復路の区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。</p> <p>(2) 連続普通旅客運賃は、各区間ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計した額とする。</p> <p><b>第91条</b> 削除</p> <p>(学生割引)</p> <p><b>第92条</b> 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。</p> <p>2 第32条の規定による往復乗車をする学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ第94条の規定による割引の普通旅客運賃の2割を割引する。</p> <p>(被救護者割引)</p> <p><b>第93条</b> 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。</p> <p>(往復割引)</p> <p><b>第94条</b> 第32条の規定により往復乗車する旅客に対して往復割引普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路ごとの区間について、それぞれ普通旅客運</p>

現行	改正
<p>賃の1割を割引する。</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第95条</b> 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ロに定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ハに定める額</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニに定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホに定める額</p> <p>(3) 大人特別車両定期旅客運賃</p> <p>イ ロ及びハ以外の場合 別表第2号へに定める額</p> <p>ロ 電車特定区間内相互発着となる場合（ただし、ハ以外の場合） 別表第2号トに定める額</p> <p>ハ 東京山手線内相互発着となる場合 別表第2号トの2に定める額</p> <p>(4) 大人特殊均一定期旅客運賃 <u>14,490円</u>とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>賃の1割を割引する。</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第95条</b> 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ロに定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ハに定める額</p> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃</p> <p>イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニに定める額</p> <p>ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホに定める額</p> <p>(3) 大人特別車両定期旅客運賃</p> <p>イ ロ及びハ以外の場合 別表第2号へに定める額</p> <p>ロ 電車特定区間内相互発着となる場合（ただし、ハ以外の場合） 別表第2号トに定める額</p> <p>ハ 東京山手線内相互発着となる場合 別表第2号トの2に定める額</p> <p>(4) 大人特殊均一定期旅客運賃 <u>14,690円</u>とする。</p> <p>(中略)</p>



現行	改正
<p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第 97 条</b> 100 キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。</p> <p>2 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、前項の規定を準用して計算した額とする。</p> <p>3 前各項並びに第 103 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する 100 キロメートルを超える区間の割引定期旅客運賃は、第 104 条に規定する 100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃とを合計した額とする。</p> <p>ただし、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に規定する児童に対する割引定期旅客運賃は、本項前段の規定により全乗車区間に対して計算した第 38 条第 1 項第 1 号に規定する生徒に対する割引定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。</p> <p>4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第 99 条の 2 の規定による。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が 1 箇月のものにあつては、44,000 円</p> <p>(2) 有効期間が 3 箇月のものにあつては、125,400 円</p> <p><b>第 98 条</b> 削除</p>	<p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第 97 条</b> 100 キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とする。</p> <p>2 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人定期旅客運賃は、前項の規定を準用して計算した額とする。</p> <p>3 前各項並びに第 103 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する 100 キロメートルを超える区間の割引定期旅客運賃は、第 104 条に規定する 100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する割引の定期旅客運賃とを合計した額とする。</p> <p>ただし、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に規定する児童に対する割引定期旅客運賃は、本項前段の規定により全乗車区間に対して計算した第 38 条第 1 項第 1 号に規定する生徒に対する割引定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。</p> <p>4 前各項の規定によるほか、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときは、第 99 条の 2 の規定による。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、100 キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100 キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と 100 キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が 1 箇月のものにあつては、44,000 円</p> <p>(2) 有効期間が 3 箇月のものにあつては、125,400 円</p> <p><b>第 98 条</b> 削除</p>

現行	改正
<p><del>第98条の2</del> 削除 <del>第98条の3</del> 削除</p> <p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p><b>第99条</b> 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号フに定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額</p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号フの2に定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額</p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額</p>	<p>(削る) (削る)</p> <p>(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)</p> <p><b>第99条</b> 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>イ 東京山手線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号フに定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額</p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号フの2に定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額</p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨに定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額</p> <p>(ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額</p>

現行	改正
<p>(3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額 別表第2号レに定める額</p> <p>ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額 別表第2号レの2に定める額</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。</p> <p>イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額 別表第2号レに定める額</p> <p>ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額 別表第2号レの2に定める額</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)</p> <p><b>第102条</b> 第37条の2第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)</p> <p><b>第102条</b> 第37条の2第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。</p> <p>(中略)</p>
<p>(普通回数旅客運賃)</p> <p><b>第106条</b> 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p> <p>(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。</p>	<p>(普通回数旅客運賃)</p> <p><b>第106条</b> 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃 <u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ收受する場合はその合算額)</u> を10倍した額とする。</p> <p>(2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃 <u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とを合わせ收受する場合はその合算額)</u> を10倍した額とする。</p>
<p>(通学用割引普通回数旅客運賃)</p> <p><b>第107条</b> 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を</p>	<p>(通学用割引普通回数旅客運賃)</p> <p><b>第107条</b> 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を</p>

現行	改正																																																						
<p>発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引</p> <p>(2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p><b>第111条</b> 第43条及び第44条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p>イ 学生団体</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学 生</td> <td rowspan="2">生 徒</td> <td>大 人</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>小 児</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>教 付 旅</td> <td>職 添 行</td> <td>員 人 業 者</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 訪日観光団体 1割5分</p> <p>ハ 普通団体</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>取扱期別</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用臨時列車を 利用する団体</td> <td>第1期</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の団体</td> <td>第1期</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>1割5分</td> </tr> </tbody> </table>				割引率	学 生	生 徒	大 人	5割	小 児	3割	教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者	3割		取扱期別	割引率	専用臨時列車を 利用する団体	第1期	5分	第2期	1割	その他の団体	第1期	1割	第2期	1割5分	<p>発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引</p> <p>(2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(団体旅客運賃)</p> <p><b>第111条</b> 第43条及び第44条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 割引率は、次のとおりとする。</p> <p>イ 学生団体</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学 生</td> <td rowspan="2">生 徒</td> <td>大 人</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>小 児</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>教 付 旅</td> <td>職 添 行</td> <td>員 人 業 者</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 訪日観光団体 1割5分</p> <p>ハ 普通団体</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>取扱期別</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用臨時列車を 利用する団体</td> <td>第1期</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の団体</td> <td>第1期</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>1割5分</td> </tr> </tbody> </table>				割引率	学 生	生 徒	大 人	5割	小 児	3割	教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者	3割		取扱期別	割引率	専用臨時列車を 利用する団体	第1期	5分	第2期	1割	その他の団体	第1期	1割	第2期	1割5分
			割引率																																																				
学 生	生 徒	大 人	5割																																																				
		小 児	3割																																																				
教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者	3割																																																				
	取扱期別	割引率																																																					
専用臨時列車を 利用する団体	第1期	5分																																																					
	第2期	1割																																																					
その他の団体	第1期	1割																																																					
	第2期	1割5分																																																					
			割引率																																																				
学 生	生 徒	大 人	5割																																																				
		小 児	3割																																																				
教 付 旅	職 添 行	員 人 業 者	3割																																																				
	取扱期別	割引率																																																					
専用臨時列車を 利用する団体	第1期	5分																																																					
	第2期	1割																																																					
その他の団体	第1期	1割																																																					
	第2期	1割5分																																																					

現行	改正								
<p>(2) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。</p>	<p>(2) 前号に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合は、第1期の割引率を全行程に対して適用する。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="190 371 286 584">第1期</td> <td data-bbox="291 371 808 584">           1月1日から同月10日まで            3月1日から5月31日まで            7月1日から8月31日まで            10月1日から同月31日まで            12月21日から同月31日まで         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 587 286 624">第2期</td> <td data-bbox="291 587 808 624">第1期以外の日</td> </tr> </table>	第1期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで	第2期	第1期以外の日	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 371 1294 584">第1期</td> <td data-bbox="1299 371 1816 584">           1月1日から同月10日まで            3月1日から5月31日まで            7月1日から8月31日まで            10月1日から同月31日まで            12月21日から同月31日まで         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 587 1294 624">第2期</td> <td data-bbox="1299 587 1816 624">第1期以外の日</td> </tr> </table>	第1期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで	第2期	第1期以外の日
第1期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで								
第2期	第1期以外の日								
第1期	1月1日から同月10日まで 3月1日から5月31日まで 7月1日から8月31日まで 10月1日から同月31日まで 12月21日から同月31日まで								
第2期	第1期以外の日								
<p>2 前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が31人以上（訪日観光団体にあつては、15人以上）50人までのときはうち1人、51人以上のときは50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。</p>	<p>2 前項の規定によるほか、訪日観光団体及び普通団体に対しては、団体旅客が31人以上（訪日観光団体にあつては、15人以上）50人までのときはうち1人、51人以上のときは50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。</p>								
<p>(団体旅客運賃の計算方)</p>	<p>(団体旅客運賃の計算方)</p>								
<p><b>第112条</b> 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第112条</b> 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。</p>								
<p>(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p>	<p>(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p>								
<p>(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p>	<p>(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、は数整理し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p>								
<p>(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。</p>	<p>(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。</p>								
<p>2 前項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。</p>	<p>2 前項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。</p>								
	<p><u>3 第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。</u></p>								

現行	改正
<p>第113条 削除 第114条 削除</p> <p>(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)</p> <p><b>第115条</b> 第48条第2項の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員(無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。)して、不足人員から差し引いて計算する。</p> <p>(1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員</p> <p>(2) 旅客車専用扱の団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員</p> <p>第116条 削除</p> <p>(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)</p> <p><b>第117条</b> 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算は、第68条の規定による外、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p> <p>(2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p>	<p>第113条 削除 第114条 削除</p> <p>(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)</p> <p><b>第115条</b> 第48条第2項の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員(無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員(大人・小児別に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算(換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。)して、不足人員から差し引いて計算する。</p> <p>(1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員</p> <p>(2) 旅客車専用扱の団体及び大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員</p> <p>第116条 削除</p> <p>(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)</p> <p><b>第117条</b> 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算は、第68条の規定による外、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p> <p>(2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p>

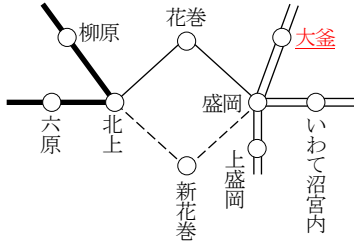
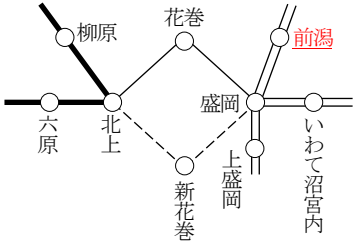
現行	改正
<p>2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。</p>	<p>2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って団体旅客運賃を計算する。</p>
<p><b>第118条 削除</b></p>	<p><b>第118条 削除</b></p>
<p>(貸切旅客運賃)</p>	<p>(貸切旅客運賃)</p>
<p><b>第119条</b> 第52条の規定によって貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。</p>	<p><b>第119条</b> 第52条の規定によって貸切乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。</p>
<p>(1) 特別車両（合造車を除く。） 1両につき 44人</p>	<p>(1) 特別車両（合造車を除く。） 1両につき 44人</p>
<p>(2) 特別車両以外の座席車（合造車を除く。） 1両につき 80人</p>	<p>(2) 特別車両以外の座席車（合造車を除く。） 1両につき 80人</p>
<p>(3) 寝台車（合造車を除く。） イ A寝台の設備がある寝台車 1両につき、26人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、この5割増とする。</p>	<p>(3) 寝台車（合造車を除く。） イ A寝台の設備がある寝台車 1両につき、26人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、この5割増とする。</p>
<p>ロ B寝台の設備がある寝台車 1両につき、54人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、72人とする。</p>	<p>ロ B寝台の設備がある寝台車 1両につき、54人。ただし、寝台を使用しないで全区間を座席車として使用する場合は、72人とする。</p>
<p>(4) 合造車 各車室について、前各号の旅客運賃収受定員の1/2。ただし、その車室区分が3区分になっているときは、1/3に相当する人員（1人未満の数は、1人に切り上げる。）とする。</p>	<p>(4) 合造車 各車室について、前各号の旅客運賃収受定員の1/2。ただし、その車室区分が3区分になっているときは、1/3に相当する人員（1人未満の数は、1人に切り上げる。）とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員（寝台車を貸切とする場合で、寝台を使用しないときは、寝台設備定員の5割増しに相当する人員）に相当する大人普通旅客運賃を収受する。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、固定編成車両を貸切とする場合は、その設備定員（寝台車を貸切とする場合で、寝台を使用しないときは、寝台設備定員の5割増しに相当する人員）に相当する大人普通旅客運賃を収受する。</p>
	<p><u>3 第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。</u></p>

現行	改正
<p>第 120 条 削除 第 121 条 削除</p> <p>(貸切旅客運賃の最低額)</p> <p>第 122 条 第 119 条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が 50 キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した 50 キロメートル相当分の旅客運賃とする。</p> <p>(貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃)</p> <p>第 123 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃收受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を收受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。</p> <p>(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)</p> <p>第 124 条 第 117 条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。 2 前項の場合、旅客車が異なっている場合であっても、車種及び旅客運賃收受定員が同一のときは、これらの営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p>	<p>第 120 条 削除 第 121 条 削除</p> <p>(貸切旅客運賃の最低額)</p> <p>第 122 条 第 119 条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が 50 キロメートル相当分の旅客運賃に満たないときであっても、同条の規定によって計算した 50 キロメートル相当分の旅客運賃とする。</p> <p>(貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃)</p> <p>第 123 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃收受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃 <u>(第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する場合はその合算額)</u> を收受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。</p> <p>(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算)</p> <p>第 124 条 第 117 条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。 2 前項の場合、旅客車が異なっている場合であっても、車種及び旅客運賃收受定員が同一のときは、これらの営業キロ又は運賃計算キロを通算する。</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p>



現行	改正																
(中略)	(中略)																
(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b <del>及び e</del> 以外の特別急行料金	(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金																
(中略)	(中略)																
b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から 530 円を低減した額とする。	b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から 530 円を低減した額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">営業キロ 地 帯</th> <th style="width: 25%;">50キロメ ートルまで</th> <th style="width: 25%;">100キロメ ートルまで</th> <th style="width: 35%;">150キロメ ートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 1,050</td> <td>円 1,480</td> <td>円 1,890</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルまで	100キロメ ートルまで	150キロメ ートルまで	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">営業キロ 地 帯</th> <th style="width: 25%;">50キロメ ートルまで</th> <th style="width: 25%;">100キロメ ートルまで</th> <th style="width: 35%;">150キロメ ートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 1,050</td> <td>円 1,480</td> <td>円 1,890</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルまで	100キロメ ートルまで	150キロメ ートルまで	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルまで	100キロメ ートルまで	150キロメ ートルまで														
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890														
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルまで	100キロメ ートルまで	150キロメ ートルまで														
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890														
(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金 1,050 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、520 円とする。 <del>e 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</del> <del>次表に定める額とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から 530 円を低減した額とする。</del>	(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金 1,050 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、520 円とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">営業キロ 地 帯</th> <th style="width: 25%;">50キロ メートルまで</th> <th style="width: 25%;">100キロ メートルまで</th> <th style="width: 35%;">150キロ メートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 1,050</td> <td>円 1,480</td> <td>円 1,890</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ 地 帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890									
営業キロ 地 帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで														
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890														

現行				改正
<del>料</del> — <del>金</del>	円 1,050	円 1,480	円 1,890	
(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金  (中略)				(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金  (中略)
<b>第 140 条</b> <u>削除</u>				<u>(鉄道駅バリアフリー料金)</u> <b>第 140 条</b> <u>第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間 (同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。) 内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。</u> <u>2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額</u> <u>片道乗車あたり 10 円</u> <u>(2) 定期旅客運賃 (通学定期旅客運賃を除く。) とあわせ収受する額</u> <u>1 箇月 280 円</u> <u>3 箇月 790 円</u> <u>6 箇月 1,420 円</u>
(乗車整理料金) <b>第 140 条の 2</b> 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。				(乗車整理料金) <b>第 140 条の 2</b> 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。

現行	改正
<p>この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。</p> <p>4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p>	<p>この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。</p> <p>4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p>
(中略)	(中略)
<p>(選択乗車)</p> <p><b>第 157 条</b> 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の — 線区間以遠の駅と — 線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>	<p>(選択乗車)</p> <p><b>第 157 条</b> 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の — 線区間以遠の駅と — 線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。</p>
(中略)	(中略)
<p>(2) 北上以遠（六原又は柳原方面）の各駅と、盛岡以遠（いわて沼宮内、<b>大釜</b>又は上盛岡方面）の各駅との相互間（北上・花巻間、北上・新花巻間）（盛岡・花巻間、盛岡・新花巻間）</p> 	<p>(2) 北上以遠（六原又は柳原方面）の各駅と、盛岡以遠（いわて沼宮内、<b>前湯</b>又は上盛岡方面）の各駅との相互間（北上・花巻間、北上・新花巻間）（盛岡・花巻間、盛岡・新花巻間）</p> 
(中略)	(中略)
<p>(前途無効となる乗車券の特例)</p> <p><b>第 166 条</b> 旅客が第 86 条及び第 87 条又は第 160 条（第 70 条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着の場合を除く。）の場合の乗車券を使用して、発駅と同一</p>	<p>(前途無効となる乗車券の特例)</p> <p><b>第 166 条</b> 旅客が第 86 条及び第 87 条又は第 160 条（第 70 条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着の場合を除く。）の場合の乗車券を使用して、発駅と同一</p>

現行	改正
<p>の特定都区市内若しくは東京山手線内又は第70条に掲げる図の太線区間内にある駅に下車した場合であって、実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃を支払ったときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱う。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。</p>	<p>の特定都区市内若しくは東京山手線内又は第70条に掲げる図の太線区間内にある駅に下車した場合であって、実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃 <u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額)</u> を支払ったときは、前条の規定にかかわらず、その乗車券を旅行開始前又は使用開始前のものと同一の効力をもつものとして取り扱う。ただし、旅客運賃の払いもどしについては、旅行開始後又は使用開始後の乗車券として取り扱うものとする。</p>
(中略)	(中略)
(乗車券類の表示事項)	(乗車券類の表示事項)
<p><b>第 183 条</b> 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。</p>	<p><b>第 183 条</b> 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。</p>
<p>(1) 旅客運賃・料金額</p> <p>(2) 有効区間</p> <p>(3) 有効期間</p> <p>(4) 発売日付</p> <p>(5) 発売箇所名</p> <p>2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。</p> <p>3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。</p> <p>(1) 臨時に発売する乗車券類</p> <p>(2) その他特殊の乗車券類</p>	<p>(1) 旅客運賃・料金額 <u>(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額)</u></p> <p>(2) 有効区間</p> <p>(3) 有効期間</p> <p>(4) 発売日付</p> <p>(5) 発売箇所名</p> <p>2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。</p> <p>3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。</p> <p>(1) 臨時に発売する乗車券類</p> <p>(2) その他特殊の乗車券類</p>
(中略)	(中略)
(乗車変更等の取扱箇所)	(乗車変更等の取扱箇所)
<p><b>第 237 条</b> 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行</p>	<p><b>第 237 条</b> 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行</p>

現行	改正
<p>う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。</p> <p>(手数料の收受)</p> <p><b>第237条の2</b> 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどし</p>	<p>う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。</p> <p><u>(乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)</u></p> <p><b>第237条の2</b> <u>乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払いもどしを行う場合、旅客運賃とあわせ收受した鉄道駅バリアフリー料金は、当該旅客運賃に含まれるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるほか、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の計算をする場合、第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ收受する区間のときは、その合算額で計算する。</u></p> <p>(手数料の收受)</p> <p><b>第237条の3</b> 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどし</p>

現行	改正
<p>をする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき 340 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 7 の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき 340 円とする。</p> <p>6 第 184 条第 6 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、1 枚の特別急行券として手数料を収受する。この場合、全区間又は一部区間について乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。</p> <p>7 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を 1 枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。</p>	<p>をする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき 340 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 7 の規定により不足人員分について旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき 340 円とする。</p> <p>6 第 184 条第 6 項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券の両方を同時に払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、1 枚の特別急行券として手数料を収受する。この場合、全区間又は一部区間について乗車列車を指定している場合は、全区間の指定急行券とみなして取り扱うものとする。</p> <p>7 前項にかかわらず、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を 1 枚で発売した特別急行券について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、新幹線の特別急行券と博多南線の特別急行券を各別のものとして取り扱う。</p>
(中略)	(中略)
<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p><b>第 295 条</b> 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 150 円</p>	<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p><b>第 295 条</b> 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 150 円</p>

現行	改正
<p>小児 70 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>140 円</u></p> <p>小児 70 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 130 円</p> <p>小児 60 円</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 4,620 円</p> <p>小児 2,310 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>3,950 円</u></p> <p>小児 <u>1,970 円</u></p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 3,960 円</p> <p>小児 1,980 円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 200 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 170 円</p> <p>小児 80 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p>	<p>小児 70 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>150 円</u></p> <p>小児 70 円</p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 130 円</p> <p>小児 60 円</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p>イ ロ及びハ以外の駅</p> <p>大人 4,620 円</p> <p>小児 2,310 円</p> <p>ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 <u>4,280 円</u></p> <p>小児 <u>2,140 円</u></p> <p>ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅</p> <p>大人 3,960 円</p> <p>小児 1,980 円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 200 円</p> <p>小児 100 円</p> <p>ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</p> <p>大人 170 円</p> <p>小児 80 円</p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。</p>

現行	改正
<p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920 円 小児 2,960 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120 円 小児 2,560 円</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130 円 小児 2,560 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 定期入場券</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920 円 小児 2,960 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120 円 小児 2,560 円</p> <p>ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130 円 小児 2,560 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。</p> <p>3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)</p> <p>(中略)</p>



現行				改正			
別表第1号の2		【第57条】		別表第1号の2		【第57条】	
列車群				列車群			
項	号	群名	特別急行列車	項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	<u>スワローあかぎ</u>	イ <u>スワローあかぎ</u> 号 ロ 別に定める列車		(2)	<u>あかぎ</u>	イ <u>あかぎ</u> 号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おう め・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車		(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おう め・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車		(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車	2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車
(中略)				(中略)			
別表第2号イの6		【第79条】		別表第2号イの6		【第79条】	
東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額 (別表省略)				東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額 (別表省略)			
(中略)				<u>(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道 駅バリアフリー料金をあわせ収受する。</u>			
(中略)				(中略)			

現行

改正

別表第2号ト

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,000	76,950	26	47,420	135,190	51	67,380	192,010	76	78,100	222,610
2	27,000	76,950	27	47,690	135,920	52	67,820	193,310	77	78,490	223,710
3	27,000	76,950	28	47,690	135,920	53	68,200	194,360	78	78,940	224,990
4	27,990	79,770	29	47,690	135,920	54	68,710	195,800	79	79,390	226,280
5	27,990	79,770	30	47,690	135,920	55	69,100	196,920	80	79,840	227,560
6	27,990	79,770	31	49,630	141,490	56	69,540	198,190	81	80,480	229,360
7	28,320	80,690	32	50,070	142,730	57	69,920	199,270	82	80,910	230,590
8	28,320	80,690	33	50,320	143,420	58	70,420	200,710	83	81,330	231,820
9	28,320	80,690	34	50,320	143,420	59	70,810	201,800	84	81,770	233,060
10	28,320	80,690	35	50,320	143,420	60	71,240	203,050	85	82,280	234,500
11	29,630	84,440	36	51,740	147,490	61	71,610	204,110	86	82,720	235,730
12	29,630	84,440	37	52,170	148,710	62	72,020	205,250	87	83,150	236,970
13	29,630	84,440	38	52,540	149,750	63	72,480	206,560	88	83,580	238,190
14	29,630	84,440	39	52,880	150,720	64	72,870	207,690	89	84,000	239,420
15	29,630	84,440	40	52,950	150,930	65	73,400	209,200	90	84,430	240,630
16	32,270	91,970	41	53,760	153,250	66	73,780	210,310	91	84,780	241,640
17	32,270	91,970	42	54,070	154,140	67	74,190	211,440	92	85,270	243,010
18	32,270	91,970	43	54,370	154,990	68	74,660	212,770	93	85,650	244,080
19	32,270	91,970	44	54,810	156,230	69	75,120	214,070	94	86,130	245,490
20	32,270	91,970	45	55,120	157,120	70	75,580	215,390	95	86,500	246,560
21	45,370	129,340	46	55,180	157,320	71	75,840	216,130	96	86,980	247,920
22	45,370	129,340	47	55,470	158,120	72	76,370	217,670	97	87,470	249,310
23	45,370	129,340	48	55,820	159,110	73	76,750	218,730	98	87,860	250,400
24	45,370	129,340	49	56,110	159,910	74	77,220	220,060	99	88,330	251,740
25	45,370	129,340	50	56,400	160,760	75	77,570	221,070	100	88,820	253,120

別表第2号ト

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,050	77,100	26	47,610	135,740	51	67,700	192,940	76	78,570	223,970
2	27,050	77,100	27	47,880	136,480	52	68,150	194,260	77	78,970	225,080
3	27,050	77,100	28	47,880	136,480	53	68,530	195,320	78	79,420	226,380
4	28,050	79,960	29	47,880	136,480	54	69,050	196,780	79	79,880	227,690
5	28,050	79,960	30	47,880	136,480	55	69,450	197,920	80	80,340	228,990
6	28,050	79,960	31	49,850	142,130	56	69,890	199,200	81	80,990	230,810
7	28,390	80,900	32	50,300	143,390	57	70,280	200,300	82	81,420	232,060
8	28,390	80,900	33	50,550	144,090	58	70,780	201,760	83	81,850	233,300
9	28,390	80,900	34	50,550	144,090	59	71,180	202,860	84	82,290	234,560
10	28,390	80,900	35	50,550	144,090	60	71,620	204,130	85	82,810	236,020
11	29,720	84,700	36	51,990	148,210	61	71,990	205,210	86	83,260	237,270
12	29,720	84,700	37	52,430	149,450	62	72,410	206,360	87	83,690	238,530
13	29,720	84,700	38	52,800	150,500	63	72,870	207,690	88	84,130	239,760
14	29,720	84,700	39	53,150	151,490	64	73,270	208,840	89	84,560	241,010
15	29,720	84,700	40	53,220	151,700	65	73,810	210,370	90	84,990	242,240
16	32,390	92,330	41	54,040	154,050	66	74,190	211,490	91	85,350	243,260
17	32,390	92,330	42	54,350	154,960	67	74,610	212,640	92	85,840	244,650
18	32,390	92,330	43	54,660	155,820	68	75,080	213,990	93	86,230	245,740
19	32,390	92,330	44	55,100	157,070	69	75,550	215,310	94	86,710	247,170
20	32,390	92,330	45	55,420	157,980	70	76,020	216,640	95	87,090	248,250
21	45,530	129,810	46	55,480	158,180	71	76,280	217,400	96	87,580	249,630
22	45,530	129,810	47	55,770	158,990	72	76,820	218,960	97	88,070	251,040
23	45,530	129,810	48	56,130	159,990	73	77,200	220,030	98	88,470	252,150
24	45,530	129,810	49	56,420	160,810	74	77,680	221,380	99	88,950	253,500
25	45,530	129,810	50	56,720	161,670	75	78,030	222,400	100	89,440	254,900

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

現行

改正

別表第2号トの2

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,000	76,950	11	28,980	82,580	21	43,730	124,660	31	47,550	135,540
2	27,000	76,950	12	28,980	82,580	22	43,730	124,660	32	47,900	136,570
3	27,000	76,950	13	28,980	82,580	23	43,730	124,660	33	48,010	136,850
4	27,990	79,770	14	28,980	82,580	24	43,730	124,660	34	48,010	136,850
5	27,990	79,770	15	28,980	82,580	25	43,730	124,660	35	48,010	136,850
6	27,990	79,770	16	30,950	88,220	26	45,750	130,440			
7	28,320	80,690	17	30,950	88,220	27	46,040	131,210			
8	28,320	80,690	18	30,950	88,220	28	46,040	131,210			
9	28,320	80,690	19	30,950	88,220	29	46,040	131,210			
10	28,320	80,690	20	30,950	88,220	30	46,040	131,210			

(中略)

別表第2号ヲ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,950	11,270	18,980	11	5,930	16,900	28,460	21	10,210	29,110	49,000	31	14,030	39,990	69,560
2	3,950	11,270	18,980	12	5,930	16,900	28,460	22	10,210	29,110	49,000	32	14,380	41,020	69,560
3	3,950	11,270	18,980	13	5,930	16,900	28,460	23	10,210	29,110	49,000	33	14,490	41,300	69,560
4	4,940	14,090	23,710	14	5,930	16,900	28,460	24	10,210	29,110	49,000	34	14,490	41,300	69,560
5	4,940	14,090	23,710	15	5,930	16,900	28,460	25	10,210	29,110	49,000	35	14,490	41,300	69,560
6	4,940	14,090	23,710	16	7,900	22,540	37,950	26	12,230	34,890	60,060				
7	5,270	15,010	25,290	17	7,900	22,540	37,950	27	12,520	35,660	60,060				
8	5,270	15,010	25,290	18	7,900	22,540	37,950	28	12,520	35,660	60,060				
9	5,270	15,010	25,290	19	7,900	22,540	37,950	29	12,520	35,660	60,060				
10	5,270	15,010	25,290	20	7,900	22,540	37,950	30	12,520	35,660	60,060				

(中略)

別表第2号トの2

【第95条】

大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月
1	27,050	77,100	11	29,060	82,810	21	43,870	125,060	31	47,740	136,090
2	27,050	77,100	12	29,060	82,810	22	43,870	125,060	32	48,100	137,140
3	27,050	77,100	13	29,060	82,810	23	43,870	125,060	33	48,210	137,420
4	28,050	79,960	14	29,060	82,810	24	43,870	125,060	34	48,210	137,420
5	28,050	79,960	15	29,060	82,810	25	43,870	125,060	35	48,210	137,420
6	28,050	79,960	16	31,060	88,530	26	45,920	130,920			
7	28,390	80,900	17	31,060	88,530	27	46,210	131,700			
8	28,390	80,900	18	31,060	88,530	28	46,210	131,700			
9	28,390	80,900	19	31,060	88,530	29	46,210	131,700			
10	28,390	80,900	20	31,060	88,530	30	46,210	131,700			

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

別表第2号ヲ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,000	11,420	19,240	11	6,010	17,130	28,850	21	10,350	29,510	49,680	31	14,220	40,540	70,530
2	4,000	11,420	19,240	12	6,010	17,130	28,850	22	10,350	29,510	49,680	32	14,580	41,590	70,530
3	4,000	11,420	19,240	13	6,010	17,130	28,850	23	10,350	29,510	49,680	33	14,690	41,870	70,530
4	5,000	14,280	24,040	14	6,010	17,130	28,850	24	10,350	29,510	49,680	34	14,690	41,870	70,530
5	5,000	14,280	24,040	15	6,010	17,130	28,850	25	10,350	29,510	49,680	35	14,690	41,870	70,530
6	5,000	14,280	24,040	16	8,010	22,850	38,480	26	12,400	35,370	60,900				
7	5,340	15,220	25,640	17	8,010	22,850	38,480	27	12,690	36,150	60,900				
8	5,340	15,220	25,640	18	8,010	22,850	38,480	28	12,690	36,150	60,900				
9	5,340	15,220	25,640	19	8,010	22,850	38,480	29	12,690	36,150	60,900				
10	5,340	15,220	25,640	20	8,010	22,850	38,480	30	12,690	36,150	60,900				

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

現行

別表第2号ヨ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,950	11,270	18,980	26	13,900	39,640	67,980	51	23,380	66,610	126,210	76	34,100	97,210	181,790
2	3,950	11,270	18,980	27	14,170	40,370	67,980	52	23,820	67,910	128,640	77	34,490	98,310	181,790
3	3,950	11,270	18,980	28	14,170	40,370	67,980	53	24,200	68,960	130,650	78	34,940	99,590	181,790
4	4,940	14,090	23,710	29	14,170	40,370	67,980	54	24,710	70,400	134,360	79	35,390	100,880	181,790
5	4,940	14,090	23,710	30	14,170	40,370	67,980	55	25,100	71,520	134,360	80	35,840	102,160	181,790
6	4,940	14,090	23,710	31	16,110	45,940	80,620	56	25,540	72,790	134,360	81	36,480	103,960	197,000
7	5,270	15,010	25,290	32	16,550	47,180	80,620	57	25,920	73,870	134,360	82	36,910	105,190	199,310
8	5,270	15,010	25,290	33	16,800	47,870	80,620	58	26,420	75,310	134,360	83	37,330	106,420	201,610
9	5,270	15,010	25,290	34	16,800	47,870	80,620	59	26,810	76,400	134,360	84	37,770	107,660	203,990
10	5,270	15,010	25,290	35	16,800	47,870	80,620	60	27,240	77,650	134,360	85	38,280	109,100	207,090
11	6,580	18,760	31,620	36	18,220	51,940	93,270	61	27,610	78,710	149,160	86	38,720	110,330	207,090
12	6,580	18,760	31,620	37	18,650	53,160	93,270	62	28,020	79,850	151,280	87	39,150	111,570	207,090
13	6,580	18,760	31,620	38	19,020	54,200	93,270	63	28,480	81,160	153,770	88	39,580	112,790	207,090
14	6,580	18,760	31,620	39	19,360	55,170	93,270	64	28,870	82,290	155,910	89	40,000	114,020	207,090
15	6,580	18,760	31,620	40	19,430	55,380	93,270	65	29,400	83,800	158,080	90	40,430	115,230	207,090
16	9,220	26,290	44,260	41	20,240	57,700	104,330	66	29,780	84,910	158,080	91	40,780	116,240	220,220
17	9,220	26,290	44,260	42	20,550	58,590	104,330	67	30,190	86,040	158,080	92	41,270	117,610	222,840
18	9,220	26,290	44,260	43	20,850	59,440	104,330	68	30,660	87,370	158,080	93	41,650	118,680	224,860
19	9,220	26,290	44,260	44	21,290	60,680	104,330	69	31,120	88,670	158,080	94	42,130	120,090	227,530
20	9,220	26,290	44,260	45	21,600	61,570	104,330	70	31,580	89,990	158,080	95	42,500	121,160	230,790
21	11,850	33,790	56,910	46	21,660	61,770	116,990	71	31,840	90,730	171,910	96	42,980	122,520	230,790
22	11,850	33,790	56,910	47	21,950	62,570	116,990	72	32,370	92,270	174,830	97	43,470	123,910	230,790
23	11,850	33,790	56,910	48	22,300	63,560	116,990	73	32,750	93,330	176,840	98	43,860	125,000	230,790
24	11,850	33,790	56,910	49	22,590	64,360	116,990	74	33,220	94,660	179,320	99	44,330	126,340	230,790
25	11,850	33,790	56,910	50	22,880	65,210	116,990	75	33,570	95,670	181,790	100	44,820	127,720	230,790

(中略)

改正

別表第2号ヨ

【第99条】

大人通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,000	11,420	19,240	26	14,090	40,190	68,930	51	23,700	67,540	127,970	76	34,570	98,570	184,330
2	4,000	11,420	19,240	27	14,360	40,930	68,930	52	24,150	68,860	130,440	77	34,970	99,680	184,330
3	4,000	11,420	19,240	28	14,360	40,930	68,930	53	24,530	69,920	132,470	78	35,420	100,980	184,330
4	5,000	14,280	24,040	29	14,360	40,930	68,930	54	25,050	71,380	136,240	79	35,880	102,290	184,330
5	5,000	14,280	24,040	30	14,360	40,930	68,930	55	25,450	72,520	136,240	80	36,340	103,590	184,330
6	5,000	14,280	24,040	31	16,330	46,580	81,740	56	25,890	73,800	136,240	81	36,990	105,410	199,750
7	5,340	15,220	25,640	32	16,780	47,840	81,740	57	26,280	74,900	136,240	82	37,420	106,660	202,100
8	5,340	15,220	25,640	33	17,030	48,540	81,740	58	26,780	76,360	136,240	83	37,850	107,900	204,430
9	5,340	15,220	25,640	34	17,030	48,540	81,740	59	27,180	77,460	136,240	84	38,290	109,160	206,840
10	5,340	15,220	25,640	35	17,030	48,540	81,740	60	27,620	78,730	136,240	85	38,810	110,620	209,980
11	6,670	19,020	32,060	36	18,470	52,660	94,570	61	27,990	79,810	151,240	86	39,260	111,870	209,980
12	6,670	19,020	32,060	37	18,910	53,900	94,570	62	28,410	80,960	153,390	87	39,690	113,130	209,980
13	6,670	19,020	32,060	38	19,280	54,950	94,570	63	28,870	82,290	155,920	88	40,130	114,360	209,980
14	6,670	19,020	32,060	39	19,630	55,940	94,570	64	29,270	83,440	158,090	89	40,560	115,610	209,980
15	6,670	19,020	32,060	40	19,700	56,150	94,570	65	29,810	84,970	160,290	90	40,990	116,840	209,980
16	9,340	26,650	44,870	41	20,520	58,500	105,790	66	30,190	86,090	160,290	91	41,350	117,860	223,300
17	9,340	26,650	44,870	42	20,830	59,410	105,790	67	30,610	87,240	160,290	92	41,840	119,250	225,950
18	9,340	26,650	44,870	43	21,140	60,270	105,790	68	31,080	88,590	160,290	93	42,230	120,340	228,000
19	9,340	26,650	44,870	44	21,580	61,520	105,790	69	31,550	89,910	160,290	94	42,710	121,770	230,710
20	9,340	26,650	44,870	45	21,900	62,430	105,790	70	32,020	91,240	160,290	95	43,090	122,850	234,020
21	12,010	34,260	57,700	46	21,960	62,630	118,620	71	32,280	92,000	174,310	96	43,580	124,230	234,020
22	12,010	34,260	57,700	47	22,250	63,440	118,620	72	32,820	93,560	177,270	97	44,070	125,640	234,020
23	12,010	34,260	57,700	48	22,610	64,440	118,620	73	33,200	94,630	179,310	98	44,470	126,750	234,020
24	12,010	34,260	57,700	49	22,900	65,260	118,620	74	33,680	95,980	181,830	99	44,950	128,100	234,020
25	12,010	34,260	57,700	50	23,200	66,120	118,620	75	34,030	97,000	184,330	100	45,440	129,500	234,020

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

(中略)

現行				改正			
別表第2号レ		【第99条】		別表第2号レ		【第99条】	
東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額				東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額			
(円)				(円)			
区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	<u>9,220</u>	<u>26,290</u>	<u>44,260</u>	東 京・西 船 橋	<u>9,340</u>	<u>26,650</u>	<u>44,870</u>
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640	上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	上 野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上 野・安 食	27,480	78,320	134,640	上 野・安 食	27,480	78,320	134,640
上 野・小 林	25,260	71,980	134,640	上 野・小 林	25,260	71,980	134,640
鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640	鶯 谷・成 田	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	鶯 谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640	鶯 谷・安 食	27,070	77,140	134,640
鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830	鶯 谷・小 林	24,790	70,640	133,830
日 暮 里・成 田	27,530	78,480	134,640	日 暮 里・成 田	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	日 暮 里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日 暮 里・安 食	26,610	75,850	134,640	日 暮 里・安 食	26,610	75,850	134,640
三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640	三 河 島・成 田	27,530	78,480	134,640
三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	三 河 島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640	三 河 島・安 食	26,190	74,660	134,640
南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640	南 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	南 千 住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640	南 千 住・安 食	25,260	71,980	134,640
北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640	北 千 住・成 田	27,530	78,480	134,640
北 千 住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	北 千 住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640	綾 瀬・成 田	27,480	78,320	134,640
綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	綾 瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640	亀 有・成 田	26,610	75,850	134,640
金 町・成 田	25,660	73,110	134,640	金 町・成 田	25,660	73,110	134,640
新 宿・高 尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	新 宿・高 尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
新 宿・西八王子	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	新 宿・西八王子	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
新 宿・八 王 子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	新 宿・八 王 子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
新 宿・豊 田	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	新 宿・豊 田	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
新 宿・日 野	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	新 宿・日 野	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
新 宿・拝 島	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	新 宿・拝 島	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
新 宿・昭 島	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	新 宿・昭 島	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
新 宿・中 神	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	新 宿・中 神	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
大 久 保・高 尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	大 久 保・高 尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
大 久 保・西八王子	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	大 久 保・西八王子	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
大 久 保・八 王 子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	大 久 保・八 王 子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>

現行				改正			
大久保・豊田	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	大久保・豊田	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
大久保・拝島	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	大久保・拝島	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
大久保・昭島	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	大久保・昭島	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
東中野・高尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	東中野・高尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
東中野・西八王子	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	東中野・西八王子	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
東中野・八王子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	東中野・八王子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
東中野・豊田	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	東中野・豊田	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
東中野・拝島	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	東中野・拝島	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
中野・高尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	中野・高尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
中野・西八王子	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	中野・西八王子	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
中野・八王子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	中野・八王子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
高円寺・高尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	高円寺・高尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
高円寺・八王子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	高円寺・八王子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
阿佐ヶ谷・高尾	<u>16,800</u>	<u>47,870</u>	<u>80,620</u>	阿佐ヶ谷・高尾	<u>17,030</u>	<u>48,540</u>	<u>81,740</u>
阿佐ヶ谷・八王子	<u>14,490</u>	<u>41,300</u>	<u>69,560</u>	阿佐ヶ谷・八王子	<u>14,690</u>	<u>41,870</u>	<u>70,530</u>
渋谷・吉祥寺	<u>6,580</u>	<u>18,760</u>	<u>31,620</u>	渋谷・吉祥寺	<u>6,670</u>	<u>19,020</u>	<u>32,060</u>
渋谷・桜木町	<u>14,170</u>	<u>40,370</u>	<u>67,980</u>	渋谷・桜木町	<u>14,360</u>	<u>40,930</u>	<u>68,930</u>
渋谷・横浜	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	渋谷・横浜	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
渋谷・東神奈川	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	渋谷・東神奈川	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
渋谷・新子安	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	渋谷・新子安	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
恵比寿・横浜	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	恵比寿・横浜	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
恵比寿・東神奈川	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	恵比寿・東神奈川	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
目黒・横浜	<u>11,850</u>	<u>33,790</u>	<u>56,910</u>	目黒・横浜	<u>12,010</u>	<u>34,260</u>	<u>57,700</u>
新橋・久里浜	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	新橋・久里浜	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
新橋・衣笠	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	新橋・衣笠	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
新橋・横須賀	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	新橋・横須賀	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
新橋・田浦	<u>22,980</u>	<u>65,500</u>	<u>116,990</u>	新橋・田浦	<u>23,300</u>	<u>66,410</u>	<u>118,620</u>
新橋・東逗子	<u>22,980</u>	<u>65,500</u>	<u>116,990</u>	新橋・東逗子	<u>23,300</u>	<u>66,410</u>	<u>118,620</u>
新橋・逗子	<u>22,980</u>	<u>65,500</u>	<u>116,990</u>	新橋・逗子	<u>23,300</u>	<u>66,410</u>	<u>118,620</u>
浜松町・久里浜	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	浜松町・久里浜	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
浜松町・衣笠	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	浜松町・衣笠	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
浜松町・横須賀	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	浜松町・横須賀	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
浜松町・田浦	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	浜松町・田浦	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
浜松町・東逗子	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	浜松町・東逗子	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
浜松町・逗子	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	浜松町・逗子	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
田町・久里浜	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	田町・久里浜	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
田町・衣笠	<u>27,480</u>	<u>78,320</u>	<u>134,360</u>	田町・衣笠	<u>27,860</u>	<u>79,410</u>	<u>136,240</u>
田町・横須賀	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	田町・横須賀	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
田町・田浦	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	田町・田浦	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>
田町・東逗子	<u>22,960</u>	<u>65,420</u>	<u>116,990</u>	田町・東逗子	<u>23,280</u>	<u>66,330</u>	<u>118,620</u>

現行				改正			
田町・逗子	22,960	65,420	116,990	田町・逗子	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・久里浜	27,480	78,320	134,360	高輪ゲートウェイ・久里浜	27,860	79,410	136,240
高輪ゲートウェイ・横須賀	22,960	65,420	116,990	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・田浦	22,960	65,420	116,990	高輪ゲートウェイ・田浦	23,280	66,330	118,620
高輪ゲートウェイ・東逗子	22,960	65,420	116,990	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・久里浜	27,480	78,320	134,360	品川・久里浜	27,860	79,410	136,240
品川・衣笠	22,980	65,500	116,990	品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
品川・横須賀	22,960	65,420	116,990	品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
品川・田浦	22,960	65,420	116,990	品川・田浦	23,280	66,330	118,620
品川・東逗子	22,960	65,420	116,990	品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
品川・逗子	21,500	61,270	104,330	品川・逗子	21,800	62,120	105,790
品川・横浜	8,560	24,400	41,100	品川・横浜	8,670	24,740	41,670
品川・東神奈川	8,560	24,400	41,100	品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
品川・新子安	8,560	24,400	41,100	品川・新子安	8,670	24,740	41,670
大井町・久里浜	27,480	78,320	134,360	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
大井町・衣笠	22,980	65,500	116,990	大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
大井町・横須賀	22,960	65,420	116,990	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
大井町・田浦	22,960	65,420	116,990	大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
大井町・逗子	21,500	61,270	104,330	大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
大井町・横浜	8,560	24,400	41,100	大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
大井町・東神奈川	8,560	24,400	41,100	大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大井町・新子安	8,560	24,400	41,100	大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
大森・衣笠	22,980	65,500	116,990	大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
大森・横須賀	22,960	65,420	116,990	大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
大森・横浜	8,560	24,400	41,100	大森・横浜	8,670	24,740	41,670
大森・東神奈川	8,560	24,400	41,100	大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
蒲田・衣笠	22,980	65,500	116,990	蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620
西大井・久里浜	27,480	78,320	134,360	西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240
西大井・衣笠	22,980	65,500	116,990	西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620
西大井・横須賀	22,960	65,420	116,990	西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620
西大井・田浦	22,960	65,420	116,990	西大井・田浦	23,280	66,330	118,620
西大井・逗子	21,500	61,270	104,330	西大井・逗子	21,800	62,120	105,790
西大井・横浜	8,560	24,400	41,100	西大井・横浜	8,670	24,740	41,670
西大井・東神奈川	8,560	24,400	41,100	西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670
西大井・新子安	8,560	24,400	41,100	西大井・新子安	8,670	24,740	41,670
武蔵小杉・衣笠	22,980	65,500	116,990	武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620
横浜・田浦	14,170	40,370	67,980	横浜・田浦	14,360	40,930	68,930
横浜・逗子	10,210	29,110	49,000	横浜・逗子	10,350	29,510	49,680
横浜・鎌倉	10,210	29,110	49,000	横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680
保土ヶ谷・逗子	10,210	29,110	49,000	保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680

現行				改正			
(中略)				(中略)			
百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470
(以下略)				<u>(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道 駅バリアフリー料金をあわせ収受する。</u>			
(以下略)				(以下略)			

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を改正し、2023年3月18日から施行します。ただし、第57条の3及び第125条の改正規定については、2023年3月18日乗車となるものから施行します。